

【同窓会関係】

9－1 同窓会会則

（名称及び事務局）

第1条 本会は岐阜県立飛騨古城特別支援学校同窓会と称し、事務局を岐阜県立飛騨古城特別支援学校内におく。

（目 的）

第2条 本会は、会員相互の連携を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、目的達成を目指す事業を行う。

（会 員）

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

（1）正会員

当校高等部を卒業した者

当校小学部または中学部を卒業した者（保護者の同意）

当校を転退学した者で入会を希望する者（保護者の同意）

（2）後援会員

当校高等部を卒業した者の保護者等

当校小学部または中学部を卒業した者の保護者

当校を転退学した者で入会を希望する者の保護者

（3）特別会員

当校の職員及び職員であった者

（退 会）

第4条—2 本会を退会する場合は、以下による。

（1）本会からの退会を希望する会員は、本会会長に退会を届け出るものとする。

（2）退会届の様式は、別にこれを定める。

（役員及び役員会）

第5条 本会は、次の役員を置き、必要により役員会を開く。また、会長・副会長・書記・会計を執行部とする。

役 員	執 行 部	会 長	1 名	（正会員 1 名）
		副会長	2 名	（正会員、後援会員各 1 名）
		書 記	1 名	（学校職員 1 名）
		会 計	3 名	（正会員、後援会員、学校職員各 1 名）
	理 事	1 名	（年度別卒業生代表から）	

2 役員の任務を次のように定める。

- (1) 会 長 本会の会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書 記 議事を記録し会の庶務を行う。
- (4) 会 計 本会の会計事務を行う。
- (5) 理 事 年度別卒業生の代表として、必要な連絡等を行う。

3 役員会では、執行部の選任、活動や会計に関わる承認、事業の促進、その他必要な事柄を行う。

(役員の任期・交代)

第6条 執行部（会長・副会長・会計）の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また執行部の交代は、役員会での承認を経て決定する。

(顧 問)

第7条 顧問は、飛驒吉城特別支援学校長、及び会長が推薦し役員会で承認した者とする。

2 顧問は、役員会、その他の会務に参加し、会の運営に助言を与える。

(会計監査)

第8条 会計監査員は2名とし、任期を2年とする。会計監査委員は、会長が委嘱する。

(活 動)

第9条 参集型の総会を行わず、役員会で承認された内容を、当校ホームページに掲載して会員へ周知する。

2 役員の学校職員は、夏祭りや学校祭等の行事についての案内を当校ホームページに掲載し、会員は行事に参加して親睦を図ることができることとする。

(会 計)

第10条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。

2 正会員は、入会時に入会金として、1,000円を納入する。

3 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

附 則

本会は、営利・宗教・政治活動及び学校運営に関与しない。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年7月29日から施行する。

この会則は、令和2年8月1日から施行する。

この会則は、令和3年12月24日から施行する。

この会則は、令和5年8月1日から施行する。

この会則は、令和7年10月1日から施行する。

(様式一覧)

退 会 届

年 月 日

飛驒吉城特別支援学校同窓会

会長 ○○○○ 様

私は、このたび都合により、下記の通り貴会を退会いたしたくここに
お届けします。

ついては、会員名簿からの削除をよろしくお願いいたします。

記

- 1 氏 名 _____
- 2 卒業年度 _____
- 3 住 所 _____
- 4 電話番号 _____
- 5 退会年月日 _____ 年 月 日
- 6 退会理由 _____

以上